

日本動物園水族館協会創立 80 周年記念事業 公開シンポジウム

日時：令和元年 12 月 21 日（土）13 時 00 分～
場所：東京都多摩動物公園 動物ホール

基調講演

「我が国の動物園・水族館政策の新たな地平を開くとき」

神奈川大学法学部
（公社）日本動物園水族館協会顧問
諸坂 佐利

【1】動物園・水族館の社会的存在意義（価値）とは何か？そもそも動物園・水族館とは何か。
——このテーマは、議論の出発点をどこに置くかによって、すべての展開が変わる！

《1》（公社）日本動物園水族館協会（JAZA）が掲げる「動物園」及び「水族館」の社会的役割

- ①種の保存（域外保全）
- ②教育・環境教育
- ③調査・研究
- ④レクリエーション

（1）しかるに上記 4 つの役割を、各園館がどこまで果たさなければならないか、果たしているかは自己評価以上の基準が、我が国には存在しない。

（2）さらに言えば、上記 4 つの役割を行う法的義務もない。

（3）JAZA に加盟する義務すらない。今の日本には、もぐりの動物園・水族館は存在しない。

《2》地方公共団体が設置・管理する動物園・水族館の使命・責務とは？

（1）そもそも論からして、地方公共団体が設置・管理する動物園・水族館にゴリラやキリン、ラッコやツバサハゼといった ワールドワイド 世界規模の「種の保存」（域外保全）についての第一義的責任はあるのだろうか？

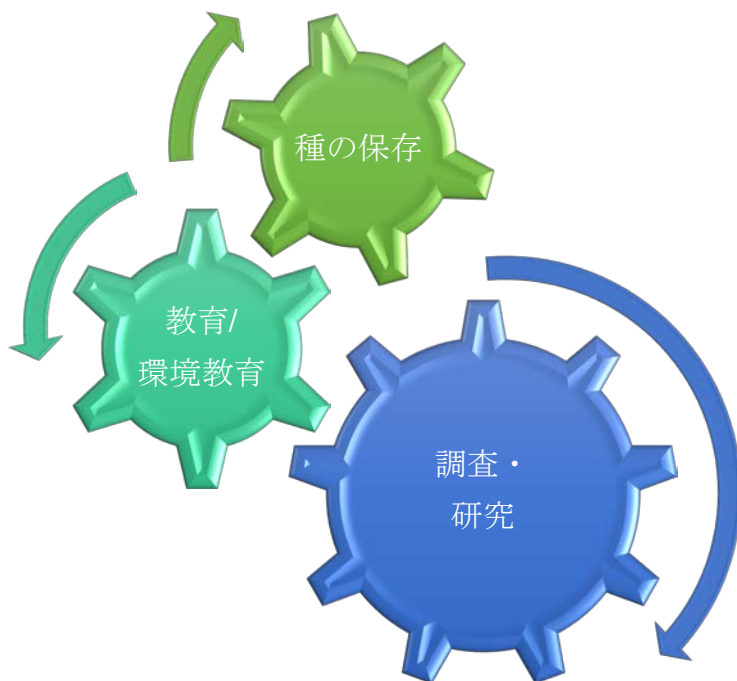
（2）地方公共団体は、当該自治体の「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第 1 条の 2）が最優先の使命・責務であるから、地方公共団体が設置・管理する動物園・水族館においては、ま

ずもって果たされなければならないことは、「教育」（情操教育、学校教育、社会教育）・「環境教育」や「レクリエーション」の充実化である。

（3）そして次いで、当該地方（地域）に生息する在来固有種の「種の保存」（域外保全）や「外来種対策」への寄与が想起される。

（4）上記の（2）と（3）の充実化には、大学・研究所等との協働を前提とした「調査・研究」が不可欠であると考ええる。

（5）そして将来的には、動物園・水族館は、^{ワールドワイド}世界規模の「種の保存」（域外保全）への協働・参画すべく、また動物園・水族館は、地球環境の^{いま}実態を市民に知らせる「窓」として、市民の意識改革・普及啓発（環境教育）への寄与が、その使命・責務と考える。



（6）しかるに「種の保存」に関する第一義的責任は、国家にこそあると考える。しかしながら我が国には、「種の保存」に関する国立研究所や国立動物園は存在しない。

——地方分権政策の弊害と限界、そして国家主導性（中央集権体制の復権）の必要

（7）認定希少種保全動植物園等制度への疑問。その実効性への課題（別紙資料参照）

ワールドワイド
(8) 世界規模の「種の保存」については、私見ながら、世界に冠たる先進国たる日本が国際協調主義に則り、ある種の“贖罪”として担うべきではないかと考える。

《3》動物園・水族館に定義（要件）はない。

(1) かつては、博物館法の下部規範に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部科学省告示第165号）というものがああり、それには、動物園とは、「自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が65種以上のもの」とされ、水族館は「自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が150種以上のものをいう」と規定されていた。しかるに同法に基づく登録は義務ではなく、かつ当該基準に合致しなければ「動物園」、「水族館」と呼称してはならないという規定（名称独占規定）もないので、同基準は当初から有名無実化していた。

(2) 現在では、上記基準は廃止され、代わって「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）に改変されたが、この基準からは、「動物園」、「水族館」の定義（要件）規定は姿を消してしまっている。

(3) 定義（要件）がないということは、自称動物園（水族館）もあれば、動物をどう展示しても、どう利活用しても法的規制が及ぶことはない。動物虐待と思料される施設（展示）があったとしても、実効性を以って規制行政（警察）が動くことはない。

——「動物園」は「動物」のために存在するのか？それとも「動物」が「動物園」のために存在するのか？そしてもう一步踏み込んで、「繁殖」は「動物園」経営のためにあるのか？

【2】日本には動物園・水族館をトータル的に保護・規制する法制度が存在しない。

——それでは、動物も守られないが、動物園・水族館（そこで働く人）も守られない。

《1》動物園・水族館を取巻く法律群

(1) 動物愛護管理法

①動愛法の適用範囲である哺乳類、鳥類、爬虫類を事業として飼養・展示する動物園・水族館を設置するには、同法に基づく第1種動物取扱業の許可を取得しなければならない。が、当該許可審査は、形式的な書類審査のみで、動物種ごとに飼養・管理・展示能力を実質的に審査する制度設計になっていない。この「許可制」は、ペットショップやネコカフェと同列の扱いである。

②同法にいう「愛護」の概念・基準に具体性がない。このことが意味するところは、致死傷的作為・不作為は別として、「虐待」の概念・様態に具体性がないことを表す。すなわち現行法体制では、動物への「虐待」に対する予防措置、規制行政に実効性が担保されない。

③また同法は、動物に「演芸」をさせることを禁じていない。

(2) 都市公園法

- ①同法は、動物園・水族館を都市公園内の一施設・設備と解しており、これら園館と同列に置かれるものが「便所」、「ベンチ」がある。すなわち同法（同法所管の国土交通省）は、園館のハード面しか興味がない。
- ②同法は、「動物」を主眼に置いた法律ではない。
- ③同法は、国又は地方公共団体が設置する園館のみが対象なので、民間事業者の設置園館は同法の規制から外れる。

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 **休憩所、ベンチ**その他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、**動物園**、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 飲食店、売店、**駐車場、便所**その他の便益施設で政令で定めるもの

八 **門、柵**、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(3) 自然公園法

- ①同法は、都市公園法と同様の解釈にある。

(4) 博物館法

- ①同法には「動物園」、「水族館」に関して、登録制を敷くが法的義務ではない。
- ②同法は、「動物園」、「水族館」に関して、博物館相当施設又は博物館類似施設として社会教育施設の一種と解するが、同法に基づき文部科学省や文化庁が各園館を直接的に、何らかの管理、規制することはまずもってない。

(5) 種の保存法

- ①国や地方公共団体が実施する種の保存事業に、動物園・水族館は寄与するよう努力せよと規定されるのみで、その中身に具体性はない。その実効性を図る基準もない。

(6) その他、動物園・水族館に関連する法律としては、**生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、鳥獣被害特措法、外来生物法、家畜伝染病予防法、感染症法、検疫法、ワシントン条約**等を挙げることができるが、やはり「動物園」「水族館」を真正面から管理、規制する設計にはなっていない。

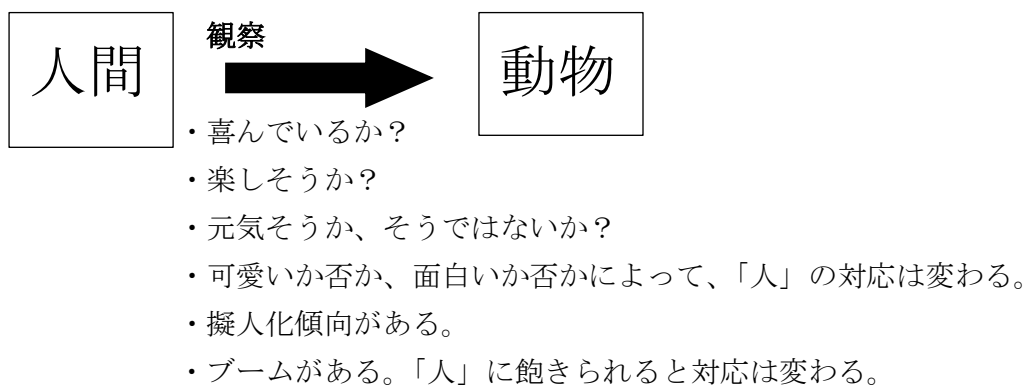
《2》上記のような現行法体制では、反愛護的飼育・展示（＝虐待）も、愛護的反福祉飼育・展示も、我が国の現行法体制では、それを未然に防止したり、あるいは十全に実効性を以って取り締まる、処分・処罰することができない。

【3】我が国の動物（園）政策の方向性への疑問

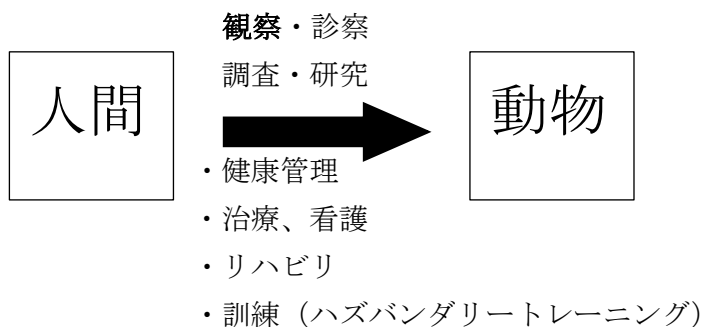
《1》動物愛護と動物福祉の混合？混同？混乱？

——我が国には、動物「愛護」法はあるが、動物「福祉」法は存在しない。

(1) 「愛護」とは、人が動物に対して「愛」して「護」る主観的・感情的作為・不作為



(2) 「福祉」とは、人が動物に対して生物学、獣医学等の科学的データ・根拠・理由に基づいてアプローチする客観的作為・不作為



(3) しかしながら、環境省の動物愛護法の英訳は、“Animal Welfare Act” ！？

【4】まとめ——“円山の挑戦”は、我が国の動物（園）政策の新展開である。

《1》動物園・水族館の定義・要件の明確化。

《2》動物「愛護」から動物「福祉」へ。

——純粋な野生下にある動物には、人の介入・介在が一切ないが故に、「愛護」も「福祉」も存在しない。

——従って人の管理下にある展示動物は、野生動物ではない。しかるに展示動物は、「産業動物（家畜）」でもない。従って産業動物（家畜）や実験動物からスタートした従来の動物福祉の議論（＝如何にストレスフリーの状態を実現・維持するか）の技術）を、そのまま展示動物に宛がうことは、かえって反福祉の状態をつくるのではないか？または展示に耐えない状態を作ってしまうのではないか。

——展示動物（展示動物）の特殊性、固有性に鑑みた「福祉」の構築の必要。

——展示動物の「種」に対する福祉と「個体」に対する福祉の両方を確立する必要性

——他方、このテーマは、欧米基準ないしはグローバルスタンダードを意識せざるを得ないテーマであるが故に、我が国の宗教的文化（国民性）との整合性を図る検討も必要であろう。

《3》情操教育、学校教育、社会教育、そして環境教育の拠点として。

——「命の大切さ・尊さを知る」から「地球環境を知る」まで。

——国民の自然環境保全に向けた普及啓発、意識改革。

——傷病個体、障害個体を飼育し続ける（最後まで安楽殺処分を拒む）意義。「種の保存」から逆行する意義。「合理」では図れない価値。命の尊さ、はかなさを知る意義。日本的福祉（愛護）の思想。

《4》動物園・水族館従事者の労働環境・待遇の改善

——「動物」を守るとは、「動物園」・「水族館」を守ること。そしてそれは、そこで働く「人」を守ること。

《5》JAZA が掲げる4つのミッションを実効するには、獣医学、生物学、栄養学、心理学そしてプレゼンテーション等の専門技術性の高い人材を確保すること。

《6》動物園・水族館従事者のボトムアップ、スキルアップ。

——研修、海外留学、人事交流等の充実化の必要。

《7》 事故防止マニュアルの作成、定期的訓練

《8》 事故対策マニュアルの作成、定期的訓練

《9》 劣悪な動物展示事業者への警鐘。

以上

○認定希少種保全動植物園等の一覧

平成31年4月1日現在（※変更の認定・届出があった場合は、変更内容を反映させて表示）

認定を受けた者		認定を受けた動植物園等		当該動植物園等で取り扱われる希少野生動植物種の種名	認定（更新の認定）を受けた年月日／有効期間の満了日	変更・更新等の履歴
名称 代表者の氏名	住所	名称	所在地			
豊橋市 豊橋市長 佐原 光一	〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地	豊橋総合動植物公園（動物園）	〒441-3147 愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238	国内希少野生動植物種 5種 コウノトリ、タンチョウ、クマタカ、ハヤブサ、ワシミミズク 国際希少野生動植物種 17種 ワオキツネザル、ダイアナモンキー、アボットハイロテナガザル、ボルネオシロヒゲテナガザル、マンドリル、スマトラオランウータン、チンパンジー、ヒグマ、マレーグマ、ツキノワグマ、アムールトラ、アジアゾウ、シロサイ、フンボルトペンギン、ダチョウ、ミカドキジ、ヨウスコウワニ	2019年3月15日 当初認定 2024年3月14日 満了	—
京都市 京都市長 門川 大作	〒604-8571 京都府京都市中央区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	京都市動物園	〒606-8333 京都府京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内	国内希少野生動植物種 3種 ツシマヤマネコ、ハヤブサ、タンチョウ 国際希少野生動植物種 20種 レッサースローロリス、ワオキツネザル、マンドリル、シロテナガザル、ニシローランドゴリラ、チンパンジー、ヤブイヌ、シセンレッサーパンダ、ジャガー、アムールトラ、アジアクロクマ、アジアゾウ、グレビーシマウマ、フンボルトペンギン、ホオアカトキ、ヒワコンゴウインコ、アカコンゴウインコ、マダガスカルホシガメ、コビトワニ、オオサンショウウオ	2019年3月7日 当初認定 2024年3月6日 満了	—
札幌市 札幌市長 秋元 克広	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	札幌市円山動物園	〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3-1	国内希少野生動植物種 6種 イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ、ミヤコカナヘビ 国際希少野生動植物種 30種 レッサーパンダ、オオカミ、トラ、ユキヒョウ、マレーグマ、ヒグマ、アジアクロクマ、ダイアナモンキー、シシオザル、マンドリル、チンパンジー、ボルネオオランウータン、シロテナガザル、てながざる科に属する種間の交雑により生じた生物、クロシロエリマキツネザル、ワオキツネザル、スンダスローロリス、ジャワスローロリス、アジアゾウ、カンムリシロムク、フンボルトペンギン、ヨウスコウワニ、ガビアルモドキ、サイイグアナ、ワニトカゲ、ハミルトンクサガメ、カチューガ、マダガスカルホシガメ、クモノスガメ、アジアアロワナ	2019年2月28日 当初認定 2024年2月27日 満了	—
株式会社 江ノ島マリンコーポレーション 代表取締役社長 堀 一久	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル南館9階	世界淡水魚園水族館	〒501-6021 岐阜県各務原市川島笠田町1453番地河川環境築園内	国内希少野生動植物種 3種 イタセンバラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ 国際希少野生動植物種 5種 メコンオオナマズ、オオアタマガメ、コビトワニ、オオサンショウウオ属（オオサンショウウオ、オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオの交雑により生じた生物）	2018年9月13日 当初認定 2023年9月12日 満了	—
公益財団法人 富山市ファミリーパーク公社 理事長 中村 健一	〒930-0151 富山県富山市古沢254番地	富山市ファミリーパーク	〒930-0151 富山県富山市古沢254番地	国内希少野生動植物種 5種 コウノトリ、オオワシ、ライチョウ、タンチョウ、ツシマヤマネコ 国際希少野生動植物種 8種 レッサーパンダ、オオカミ、トラ、ユーラシアカワウソ、グレビーシマウマ、ワオキツネザル、カンムリシロムク、フンボルトペンギン	2018年9月13日 当初認定 2023年9月12日 満了	—